

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 田中 英治

正会員の財務状況等に関する届出書

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 (以下「当社」という) の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2020 年 9 月末現在の委託会社の資本金の額 :	475,000,000 円
委託会社が発行する株式総数 :	10,000 株
発行済株式総数 :	7,860 株
最近 5 年間における資本金の額の増減 :	2015 年 2 月 27 日に 160,000,000 円の増資 2016 年 3 月 25 日に 1,420,000,000 円の減資 2016 年 9 月 29 日に 25,000,000 円の増資 2016 年 12 月 28 日に 35,000,000 円の増資 2017 年 2 月 24 日に 42,500,000 円の増資 2017 年 3 月 27 日に 102,500,000 円の減資 2017 年 12 月 25 日に 25,000,000 円の増資 2018 年 2 月 26 日に 85,000,000 円の増資 2018 年 3 月 26 日に 50,000,000 円の増資 2018 年 12 月 27 日に 100,000,000 円の減資 2018 年 12 月 27 日に 120,000,000 円の増資 2019 年 3 月 26 日に 50,000,000 円の増資 2019 年 9 月 26 日に 35,000,000 円の増資 2020 年 1 月 15 日に 25,000,000 円の増資 2020 年 3 月 27 日に 35,000,000 円の増資 2020 年 8 月 7 日に 50,000,000 円の増資

(2) 委託会社の機構

① 2020年9月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

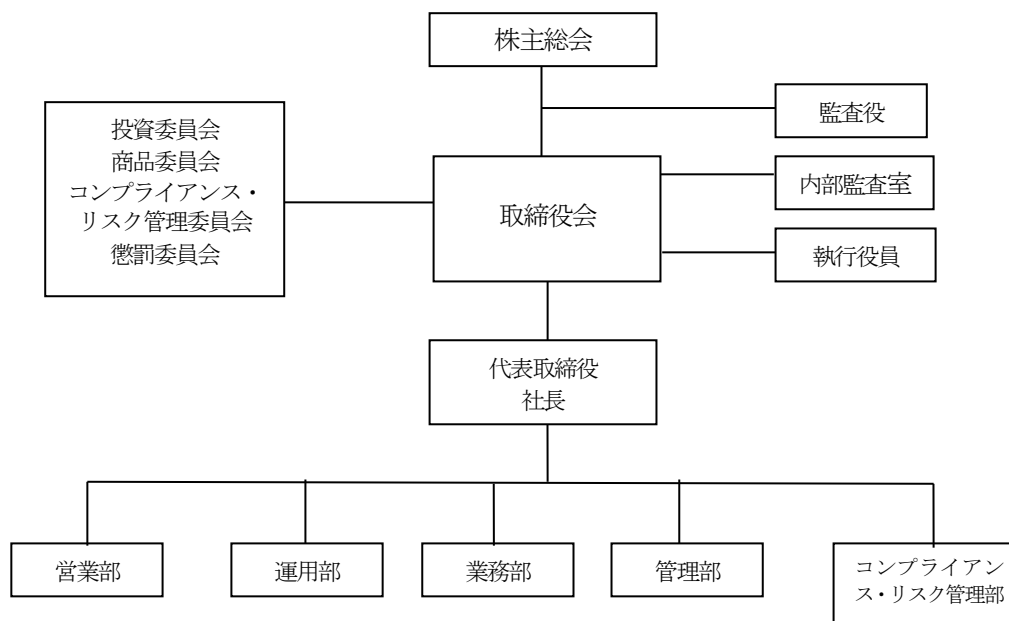
ア) 取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

イ) 各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として投資委員会、商品委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会及び懲罰委員会が、それぞれ設置されています。

② 組織図



③ 投資運用の意思決定機構

ア) 投資委員会

投資委員会は、運用部が策定した運用方針、運用計画に関する協議、決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針、運用計画の見直し方策に関する協議、決定を行います。

投資委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、COO、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、並びにコンプライアンス・リスク管理部の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針、運用計画に基づいて、資産配分、銘柄選択を決定し、売買に関する指図を行います。運用部（トレーディング担当）は、これに基づき、売買の執行及び取引内容の確認を行います。

イ) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス・リスク管理部（リスク管理担当）による運用実績評価、パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針、運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、COO、内部監査室長、及び各部の責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2020年9月末現在、委託会社が運用する投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託は除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	16,015

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

財務諸表

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,357	68,145
前払費用	5,093	3,794
未収委託者報酬	3,197	28,467
未収収益	37	37
立替金	4,751	9,534
未収消費税等	7,114	7,351
流動資産合計	158,552	117,331
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	※1 0	※1 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	158,552	117,331
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	—	30,000
預り金	4,915	2,382
未払金	4,915	3,283
未払手数料	1,797	9,830
未払費用	1,616	1,608
未払法人税等	3,779	4,227
流動負債合計	17,025	51,332
負債合計	17,025	51,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,000	425,000
資本剰余金		
資本準備金	75,000	170,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	81,629	176,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△270,101	△535,630
利益剰余金合計	△270,101	△535,630
株主資本合計	141,527	65,999
純資産合計	141,527	65,999
負債・純資産合計	158,552	117,331

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		28,061		68,372
運用受託報酬		227		67
営業収益合計		28,289		68,440
営業費用				
支払手数料		13,901		25,421
広告宣伝費		2,725		5,513
調査費		22,923		16,271
委託調査費		145		—
函書費		246		203
委託計算費		364		441
通信費		2,654		3,959
印刷費		2,579		4,126
諸会費		1,863		1,886
営業費用合計		47,404		57,823
一般管理費				
給料・手当		140,043		139,202
役員報酬		24,100		33,600
租税公課		5,504		6,637
不動産賃借料	※1	18,301	※1	20,924
退職給付費用		172		—
消耗器具備品費	※1	6,218	※1	3,803
機器賃借料		8,648		6,601
法律専門家報酬		1,083		373
新人採用費		2,295		9,775
業務委託費		32,916		23,880
諸経費	※1	17,595	※1	28,933
一般管理費合計		256,879		273,731
営業損失		275,994		263,114
営業外収益				
為替差益		752		—
その他営業外収益		31		6
営業外収益合計		783		6
営業外費用				
支払利息	※1	608	※1	299
その他営業外費用		28		—
営業外費用合計		636		299
経常損失		275,847		263,407
特別利益				
受贈益		17,038		—
特別利益合計		17,038		—
特別損失				
移転費用		4,450		—
減損損失	※2	6,332	※2	1,855
特別損失合計		10,782		1,855
税引前当期純損失		269,591		265,262
法人税、住民税及び事業税		510		265
当期純損失		270,101		265,528

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	△416,826	△416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	△100,000		100,000	100,000			—	—
欠損填補			△416,826	△416,826	416,826	416,826	—	—
当期純損失（△）					△270,101	△270,101	△270,101	△270,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	70,000	50,000	△316,826	△266,826	146,724	146,724	△50,101	△50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失（△）					△265,528	△265,528	△265,528	△265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	—	95,000	△265,528	△265,528	△75,528	△75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	△535,630	△535,630	65,999	65,999

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)				
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>器具備品</td> <td>37千円</td> </tr> </table>	器具備品	37千円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>器具備品</td> <td>37千円</td> </tr> </table>	器具備品	37千円
器具備品	37千円				
器具備品	37千円				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至2020年3月31日)																				
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td>11,781千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td>608千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(6,332千円)しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>	営業取引による取引高	11,781千円	営業取引以外の取引による取引高	608千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td>21,677千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td>299千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(1,855千円)しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>	営業取引による取引高	21,677千円	営業取引以外の取引による取引高	299千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
営業取引による取引高	11,781千円																				
営業取引以外の取引による取引高	608千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			
営業取引による取引高	21,677千円																				
営業取引以外の取引による取引高	299千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	—	7,280

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資 (新株の発行) による増加

440株

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	—	7,660

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資 (新株の発行) による増加

380株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	—
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	—
(3) 立替金	4,751	4,751	—
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	—
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	—
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	—
(3) 立替金	9,534	9,534	—
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	—
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、
(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	172	—
合 計	172	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	242,597	319,619
未確定債務	375	142
減損損失	2,179	2,199
その他	66	5
繰延税金資産小計	245,218	321,967
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△242,597	△319,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,621	△2,347
評価性引当額小計(*1)	△245,218	△321,967
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(*1) 評価性引当額が76,749千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が77,022千円増加したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,097	82,575	—	71,127	—	84,796	242,597
評価性引当額	△4,097	△82,575	—	△71,127	—	△84,796	△242,597
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	82,575	—	71,127	—	—	165,917	319,619
評価性引当額	△82,575	—	△71,127	—	—	△165,917	△319,619
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
期首残高	3,200 千円
債務除去債務の履行による減少額	△3,200 千円
期末残高	－千円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

- (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社等

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	i ホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋特 株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増 資(注2) 株主割当増 資(現物出 資) (注3) (注4) 短期借入金 (注4) 借入金利息 (注5)	72,000 60,000 100,000 608	— — — —	— — — —
	あい証券 (株)	東京都港区	250百万 円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増 資(注2) 株主割当増 資(注3) 不動産賃借 料 水道光熱費 消耗器具備 品費 旅費交通費	88,000 11,299 368 64 49	— — — — —	— — — — —

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

4. 借入の一部は上記(注3)株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

5. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	i ホールディングス(株)	東京都 港区	70 百万円	純粋特 株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増 資（注2）	114,000	—	—
							短期借入金	30,000	—	30,000
							借入金利息 （注3）	299	—	299
	あい証券 （株）	東京都 港区	250 百万 円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割当増 資（注2）	76,000	—	—
						不動産賃借 料 （注4）	20,924	前払費 用	1,918	
						水道光熱費	730	—	—	
						消耗器具備 品費	22	—	—	

- （注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。
 3. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 4. 事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス(株)（非上場）

あい証券(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	19,440 円	8,616 円 07 銭
1株当たり当期純損失金額	37,101 円	36,013 円 64 銭

- （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	270,101 千円	265,528 千円
普通株式に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	270,101 千円	265,528 千円
普通株式の期中平均株式数	6,905 株	7,373 株

(重要な後発事象)

1. 増資

新株の発行

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議いたしました。新株発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式 200 株
(2) 発行金額	1 株につき 500,000 円
(3) 発行総額	100,000,000 円
(4) 払込期日	2020年8月7日
(5) 増加する資本金の額	50,000,000 円
(6) 増加する資本準備金の額	50,000,000 円
(7) 割当先及び割当株式数	i ホールディングス株式会社 120 株 あい証券株式会社 80 株
(8) 資金使途	運転資金

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		126,226
前払費用		5,717
未収委託者報酬		43,620
未収消費税等		550
立替金		12,364
流動資産合計		188,478
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 (純額)		0
器具備品 (純額)	* 1	0
有形固定資産合計		0
固定資産合計		0
資産合計		188,478
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金		30,000
預り金		1,706
未払金		6,995
未払手数料		15,185
未払費用		2,389
未払法人税等		2,687
流動負債合計		58,963
負債合計		58,963
純資産の部		
株主資本		
資本金		475,000
資本剰余金		
資本準備金		220,000
その他資本剰余金		6,629
資本剰余金合計		226,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△572,114
利益剰余金合計		△572,114
株主資本合計		129,514
純資産合計		129,514
負債・純資産合計		188,478

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		81,748
運用受託報酬		10
営業収益合計		81,759
営業費用		
支払手数料		29,608
広告宣伝費		1,710
調査費		10,326
図書費		135
委託計算費		244
通信費		2,145
印刷費		2,148
諸会費		958
営業費用合計		47,277
一般管理費		
給料・手当		56,232
役員報酬		12,000
租税公課		3,302
不動産賃借料		10,462
消耗器具備品費		1,751
機器賃借料		4,157
法律専門家報酬		1,773
新人採用費		2,070
業務委託費		16,035
諸経費		11,723
一般管理費合計		119,508
営業損失		85,027
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		6
営業外収益合計		6
営業外費用		
支払利息		221
雑損失		602
営業外費用合計		824
経常損失		85,846
特別利益		
受贈益	* 1	50,000
特別利益合計		50,000
特別損失		
減損損失	* 2	493
特別損失合計		493
税引前中間純損失		36,339
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失		36,484

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	425,000	170,000	6,629	176,629	△535,630	△535,630	65,999	65,999
当中間期変動額								
中間純損失					△36,484	△36,484	△36,484	△36,484
増資	50,000	50,000	—	50,000			100,000	100,000
当中間期変動額 合計	50,000	50,000	—	50,000	△36,484	△36,484	63,515	63,515
当中間期末残高	475,000	220,000	6,629	226,629	△572,114	△572,114	129,514	129,514

注記事項

(重要な会計方針)

項 目	当中間会計期間
	(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 (2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
器具備品	37 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

* 1 当社の取締役であり、当社の親会社 i ホールディングス株式会社の代表取締役社長である齋家恆氏より、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

* 2 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

上記の資産については営業活動から生じる損益が当面継続してマイナスとなることを見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上 (493 千円) しております。その内訳は、器具備品 361 千円、ソフトウェア 132 千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	7,660	200	—	7,860

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

総数引受契約による新株の発行 200株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	126,226	126,226	—
(2) 未収委託者報酬	43,620	43,620	—
(3) 立替金	12,364	12,364	—
資産計	182,210	182,210	—
(1) 関係会社短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	6,995	6,995	—
(3) 未払手数料	15,185	15,185	—
負債計	52,180	52,180	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負 債 (1) 関係会社短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	16,477円72銭
1株当たり中間純損失金額	4,726円55銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純損失	36,484千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式に係る中間純損失	36,484千円
普通株式の期中平均株式数	7,719株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日	2020年12月30日
作成基準日	2020年12月4日
本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
お問い合わせ先	管理部

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。